

## 令和 2 年度「無線システム普及支援事業費等補助金 (公衆無線 LAN 環境整備支援事業)」公募要領

※本公募は、令和 2 年度当初予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(以下「無線システム交付要綱」という。)第 3 条(2)オのとおり。

#### (2) 実施主体

- ・ 財政力指数<sup>(※1)</sup>が 0.8 以下の都道府県、市町村(市町村の連携主体を含む)。  
注)市町村には、特別区は含まない。以下同じ。
- ・ 無線システム交付要綱の【補足事項】に規定している条件不利地域の都道府県又は市町村
- ・ 地方公共団体の出資若しくは拠出に係る「第三セクター法人」<sup>(※2)</sup>

※1 地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値。

財政力指数は、平成 30 年度決算に基づく 3 か年の平均値として公表している総務省「地方公共団体の主要財政指標一覧」を参照。

[https://www.soumu.go.jp/iken/shihyo\\_ichiran.html](https://www.soumu.go.jp/iken/shihyo_ichiran.html)

※2 当該第三セクター法人が、財政力指数が 0.8 以下の都道府県、市町村の地域又は条件不利地域に整備する場合に限る。

#### (3) 交付対象経費の範囲

無線システム交付要綱別表第 2 のとおり。

#### (4) 交付額

補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、財政力指数が 0.4 以下の市町村が条件不利地域において事業を実施する場合は、補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額。

なお、交付下限額が 100 万円のため、事業区分ごとに補助対象経費 200 万円(補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額を交付する場合)又は 150 万円(補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額を交付する場合)以上の事業を対象とする。

### 2 スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

今回の公募では、「4 評価基準・選定方法」の(1)及び(2)に定める方法に基づき、提出のあった書類について必要な審査を行い、6 月上旬を目途に事業採択の内示を行う。採択の内示を受けた団体のみを対象として、以降に本申請を受け付け、交付決定を行うものとする。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

応募に当たっての提出書類は次のとおり。なお、押印は不要。

ア 公募申請書

イ 無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書【無線システム交付要綱様式第1号】

ウ 補助事業の概要（無線システム交付要綱に定める添付資料を含む。）【無線システム交付要綱別紙1第13】

エ 工事概要書【無線システム交付要綱別紙2】

オ 見積書

※ この他、必要に応じてこれらを補足する説明資料（理由書等）を添付すること。

#### (2) 提出部数等

正本1通、及び書類の電子媒体を提出すること。

#### (3) 提出期限・提出先

公募開始の日から、令和2年4月30日（木）（必着）までの間に、所轄の総合通信局等に、正本1通を持参又は郵送するとともに、書類の電子データを電子メール等にて提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

### 4 評価基準・選定方法

#### (1) 評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 公衆無線 LAN 環境整備支援事業の目的を満たしていること。

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること。

（地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。）

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること。

エ 整備箇所・事業規模・整備内容が効率的かつ効果的であること。

オ 民間事業者等との具体的な連携体制が構築されていること。

カ 整備した設備の有効な利活用（平時を含む）が見込まれること。

キ その他地域の創意工夫があること。

等

#### (2) 選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

なお、提出書類については、総務省から業務を請け負った事業者において形式的な確認を行うため、当該請負事業者から申請主体宛てに連絡があった場合は、必ず応答すること。

#### (3) 交付決定

上記（2）で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

#### (4) 補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

### **5 その他**

無線システム交付要綱、申請の手引き等の関係資料は、以下の総務省ホームページに掲載。  
(関係資料については、内容を更新することがあります。申請の際に最新版をご確認ください。)

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/kyouzinkasinsei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/kyouzinkasinsei.html)

### **6 公募要領に関する問い合わせ先**

問い合わせに関しては、上記 URL に掲載されている「申請の手引き」を参考に、所轄の総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。